

金融庁のパブリック・コメント・レターの概要

1. CESR案の積極的評価

- CESRが我が国会計基準について、米国基準及びカナダ基準とともに、全体として、IASと同等であるとしていることを評価。これは、我が国会計基準がこれまでの整備・改善を通じて国際的にも高品質なものとなっていることを認めるもの。
- CESRが、今回の同等性評価に当たって、我が国関係者と対話を行い、我が国関係者の意見を聴いて一部評価に反映させる等、公正で偏りのない透明なプロセスとなるよう配慮していることを評価。CESRが、引き続き、我が国関係者の意見を適切に評価に反映させることを要請。

2. CESR案の主な問題点：重要な相違と補完情報

(1)CESRの同等性概念との関係

- 今回のCESR案は、会計基準の各項目の詳細について技術的比較を実施。CESRは、ECからの指示に従い、会計情報の品質に関するグローバルかつ全体的な評価を行うとともに、概念ペーパーに十分沿って、投資家を基準として、真に重要な相違にのみ焦点を絞るべき。CESRはもっと投資家の意見を聴くべき。
- CESR案が求めている補完措置は確実に企業側に多大なコストをもたらし、EU市場のグローバルかつ開放的な性格の確保、EU市場における投資機会の確保と両立せず、EUの投資家にとっても不利益となることを認識すべき。CESRは、経済的影響を真剣に考慮し、実際の結果ベースのアプローチをとるべき。

(2)CESR案の「補完措置」の問題点

- 補完措置のうち、追加的な数値情報又は補完計算書は、結果的に2つの財務諸表を作成することを余儀なくさせるものであり、多大なコストと負担。これでは、日本企業に対してEU資本市場へのアクセス可能性に問題が生じる恐れがあると懸念され、我が国とEUの双方にとって利益とならない。
- CESRは、追加的な数値情報及び補完計算書の適用を厳格に限定するべき。

(3)CESR案の「重要な相違」の評価の問題点

- CESR案では、実質的には投資家の判断にとって重要でない技術的な相違にもかかわらず、「重要な相違」とされている項目がかなりある。CESRは、概念ペーパーを十分踏まえ、これらの会計基準の技術的詳細に起因する差異を「重要な相違」とするべきでない。

3. CESR案のその他の問題点

- 補完措置の過度に保守的な適用を避けるため、関連所轄当局が明確なガイダンス又は最善の慣行を示すべき。
- 補完措置の遡及適用は一層多大なコストと負担をもたらすことから、遡及適用されるべきでない。
- 銀行の繰延税金資産の問題は会計基準の問題ではなく、また、主要行については既に投資家に十分な情報が提供されており、補完措置は不要。

(以上)